

国際規準による監視

母乳育児を守って25周年



世界母乳育児週間 8月1日～7日

「不適切な栄養法によって、今なお世界中で
子どもの健康と生存が脅かされています」

乳幼児の栄養に関する2005年の新イノチェンティ宣言

WABA 2006

はじめに

- このパンフレットを手にとられるなかには、お母さんやお父さん、保健医療専門家、政策立案者などさまざまな方がいらっしゃるでしょう。母乳育児を支援する立場の方かもしれませんし、社会全体の健康に対する意識の高い方かもしれません。どのような立場であっても、あなたの活動はきわめて重要です。乳児期にすぐれた方法で栄養をとることは、健康な人生の基盤だからです。だれにとっても、乳幼児期においては生死を分け、のちのち大人になってからの健康をも左右する問題なのです。
- このパンフレットを読むと、ベビーフードや哺乳びん、人工乳首のメーカーが自社製品の販売促進をしている実情に気づかれることでしょう。このように、宣伝をして自社の製品の売り上げを伸ばそうとするような方法は、1981年の世界保健総会決議として採択された「母乳代用品の販売流通に関する国際規準」（以下「国際規準」）に直接違反しています。この「国際規準」が無視されれば、あなたが今している母乳育児を支援する活動の今後は、もっと困難になるのです。
- 「国際規準」とその後の関連決議は、2002年に世界保健総会（WHA）において採択された「乳幼児の栄養に関する世界的な運動戦略」の重要な部分となります。
- 各国政府が「国際規準」に関する公約をしているにもかかわらず、巨大企業はそれが実行されないように圧力をかけているのです。
- 「国際規準」が適切に守られない限り、赤ちゃんの健康と生存のための運動の成果は上がりません。この「国際規準」の情報提供キャンペーンをおこなう政府はほとんどありません。そのため、内容はもちろん、存在そのものが知られていない場合すらあります。
- 実際のところ、「国際規準」の内容は非常にシンプルです。だれでも学習し、企業の行動を監視することができます。この世界母乳育児週間をきっかけに、ぜひ、「国際規準」実施に向けてともに行動をおこしましょう。こうした行動は、お母さんや赤ちゃんとその家族、すべての乳幼児を守るために活動している保育者や保健医療専門家にとって、とても大きな支えになり得ます。



このパンフレットでは、
以下について紹介します

- なぜ「国際規準」が大切なのか
- 「国際規準」の基礎知識
- 成功した活動例
- 行動のためのアイデア

「母乳を与えられていない大富豪の赤ちゃんの健康状態は、最貧困層の母親に母乳だけで育てられている赤ちゃんに劣る」

J. Stewart Forsyth 教授
(Dundee 大学医学部附属 Ninewells 病院) 2006 年

なぜ「国際規準」が大切なのか

ほとんどの赤ちゃんにとって、最初の6ヵ月間は母乳だけを与えられ、その後2年かそれ以上の間、栄養のある補完食(離乳食)をとりながら母乳を飲み続けることは、健康に育つカギとなります。自信が持てるような援助を受け、母乳育児を続けるコツを覚えれば、たいいていの女性は母乳で育てることができます。しかし、企業の販売促進活動は、保健医療専門家や、お母さんたちやその家族に巧妙な販売戦略をしかけたり、誤った情報を与えたりすることによって、このせつかくの女性の能力を徐々にむしばんでいくのです。「国際規準」の施行は、これに歯止めをかけることができます。

これを読んでいるあなたのような方々の活動に支えられ、母乳育児率は現在、徐々に上昇しています。世界中で、生後6ヵ月間、母乳だけで赤ちゃんを育てる女性が増え続けているのです。けれども、母乳育児が文化として定着している地域においてすら、母乳育児が理想的におこなわれているとはいえ、ましてや人工栄養が広まっている地域においては、母乳育児の実際は悲惨な状況のこともあります。授乳の開始を遅らせたり、授乳の回数や時間を制限したり、6ヵ月に満たない乳児に母乳以外の食べ物や飲み物を与えたりすることが、いまだ、あたりまえにおこなわれているのです。こうした行為は、母乳の量を減らし、赤ちゃんの感染リスクを増やします。

「国際規準」の基礎知識

「国際規準」とは、マーケティング(7ページ訳注参照)に関する一連の取り決めで、以下の人々の保護を目的として作成されたものです。

- 赤ちゃん(母乳育ちでも、人工乳育ちでも)
- お母さんやお父さんをはじめ、赤ちゃんのことを思うすべての人々
- 保健医療専門家

「国際規準」の規制は、(乳児用人工乳のみならず)すべての母乳代用品、そして哺乳器具のマーケティングを対象としています。このなかには、以下の商品も含まれます。

- 母乳代用品としてふさわしいものであるかどうかを問わず、生後6ヵ月以内の赤ちゃんの栄養摂取のために販売されるすべての商品。
- 生後6ヵ月以降の赤ちゃんが口にする食べ物や飲み物のうち、母乳で得るべき栄養を置き換える目的で販売されるすべての商品。
- すべての哺乳びんと人工乳首(おしゃぶりは人工乳首に含まれる)

「国際規準」が適用される製品

- 乳児用人工乳
- 特殊治療乳
- フォローアップミルク
- 乳児用のお茶・ミネラルウォーター・ジュース類
- ラベルに生後6ヵ月未満の乳児を対象とすることが明記された補完食
- 哺乳びんと人工乳首

「国際規準」は国際的に効力を発揮することを目指しています。

- 企業と政府の双方に適用されます。
- 「最低基準」であり、各国政府(もしくは各企業)が

さらに効果を発揮できるように、より厳しい内容にしてもかまいません。

- 政府がなんら法的規制措置を講じていない地域においても、企業はこれを遵守しなければなりません。
- 政府の法的規制あるいは法律を通じて実施されることもあります。

「国際規準」は世界保健総会決議であり、世界的な健康問題に取り組むために、国際レベルで採択された共同決議です。世界保健総会への出席者が世界保健総会決議に同意するという、それはすなわち、私たち全員に代わって、国家の決議の履行を公約したことになります。すべての世界保健総会決議と同じように、「国際規準」は私たち全員のものなのです。

「国際規準」が1981年に採択されたのに続いて、今までに国際規準に関連した11の世界保健総会決議がなされ、さまざまな混乱を整理するとともに、乳幼児の健康に対する新たな脅威に着目してきました。すべての関連決議は、「国際規準」に実効性を持たせることがいかに大切であるかを繰り返し強調しているのです。政府が、「国際規準」と世界保健総会決議のことを忘れずに、責任を果たすための手助けをするのは、わたしたち一人ひとりの務めなのです。

有害なマーケティングの例

1. 健康に関して誤解を招くような宣伝をすること

当然のことながら、親はわが子に、健康で聡明であってほしいと願うものです。Abbott Ross社は親向けの雑誌にSimilacという製品の広告を載せていますが、そこに「賢い赤ちゃんのための賢いミルク」というコピーと愛らしい赤ちゃんがコンピューターに向かう写真を使っています。また、乳児用人工乳の無料サンプルがもらえるクーポンもついています。広告には製品と母乳の比較が掲載され、脂肪酸を添加することで知能と視力が向上するとあります。しかし、これらの主張を裏づける科学的な証拠はまったくありません。



「国際規準」は、宣伝行為・親への無料サンプルの提供・人工栄養の理想化・製品と母乳の比較を禁じています。

宣伝が単に情報を提供するだけのものであるなら、抗議の余地は少ないだろう。しかし、宣伝行為の多くは、宣伝を見る前には欲しいとも思わなかったものを欲しいと思うように、人を駆り立てるのである

Richard Layard 経済学教授 2005年

2. 医学的な信用を悪用すること

1950年代、Nestlé(ネスレ社)は乳児用の人工乳の販売促進をはかるために、「ミルクナース」という雇用形態を作り出しました。1980年代に入ってから、Nestléはこの行為を遺憾と表明し、「国際規準」遵守の確約を公表しましたが、結局、現在では公表以前の状況に戻っています。一例を挙げると、2005年に中国で、Nestléはスーパーの「栄養コーナー」に医師を配しました。このように有資格者である保健医療専門家を利用することは、専門家によるアドバイスに対する一般人の信頼と尊重につけこむ、最も卑劣な販売促進方法の1つです。

「国際規準」は、直接的であれ間接的であれ、企業の販売スタッフが妊娠中の女性やお母さんやその家族に接触することを禁じています。

3. 消費者を混乱させること

1981年に「国際規準」が採択されると、企業はマーケティングの規制に対する抜け道として、フォローアップミルクを開発しました。そして、フォローアップミルクは母乳代用品ではないと主張したのです。しかし、母乳に置き換えられる製品はいかなるものでも、母乳代用品です。「生後6ヵ月以上の赤ちゃんにはフォローアップミルクを」と宣伝されてしまうと、半年以上母乳育児を続けようと思っている自分を疑い、自信を失いがちです。フォローアップミルクの商品名や缶のデザインやラベルは、乳児用人工乳とすりふたつです。テレビや雑誌で、企業のウェブサイトや電話番号が宣伝されています。最近のイギリスでの調査では、60パーセントの親がフォローアップミルクの広告を乳児用人工乳の宣伝と勘違いしていることがわかりました。



「国際規準」では「乳児用の栄養として適しているかどうかを問わず」、母乳の代用となるすべての製品の宣伝活動の一切を禁じています。

4. 哺乳びんと人工乳首の宣伝

哺乳びんと人工乳首は母乳育児の妨げとなります。生後早期に哺乳びんや人工乳首を用いると、赤ちゃんが上手に乳房に吸いつけなくなり、母乳育児に障害をきたすような問題を引き起こす可能性があります。Aventなどの企業は、「自然な形」だとか「お母さんをみならった」などの言葉を使って、自社製品が母乳育児をみならっていると主張しています。このほかに、いざれば必ず哺乳びんを使わなければならないと吹き込む販売流通戦略があります。「おっぱいから人工乳首への移行はChiccoの製品で」などのコピーがこれにあたります。実際には、生まれてから一度も哺乳びんを使わずに、何百万人



「国際規準」の主な内容

- ❖ すべての母乳代用品（母乳の代わりになると表記されたり代用のために販売されたりするあらゆる製品）や哺乳びんや人工乳首については、いかなる宣伝行為も許されない。
- ❖ 無料のサンプルや、無料あるいは低価格での製品の提供は許されない。
- ❖ 保健医療施設の内部で、あるいは保健医療施設を通じての製品の宣伝は許されない。
- ❖ マーケティングにかかわる者（企業から報酬を得て助言・教育に携わる保健医療専門家も含む）と母親の接触は許されない。
- ❖ 保健医療従事者やその家族に贈りものをしたり、個人に対してサンプルを配布したりすることは許されない。
- ❖ 商品のラベルは、消費者がわかる言葉で書かれている必要があり、人工栄養を理想化するような言葉や絵・写真の使用は許されない。
- ❖ 医療保健従事者への情報は、科学的で事実に基づくものに限らなければならない。
- ❖ 政府は乳幼児の栄養に関して、客観的で一貫した情報が提供されるように保証しなければならない。
- ❖ 人工栄養について情報提供がされる場合には必ず、母乳育児の利点についての説明と、人工栄養による費用と危険についての警告が明確に示されなければならない。
- ❖ 加糖練乳などの赤ちゃんに不適切な製品を赤ちゃん向けに売り込むべきではない。
- ❖ すべての製品は質の高いものであるべきで、使用される国の風土と貯蔵条件を考慮に入れなければならない。
- ❖ メーカーおよび販売業者は政府の実施状況がどうあれ、自主的に、「国際規準」（と、その後の関連するすべての世界保健総会決議）に従うべきである。

文献：2000年 WHO European Series No.87 150ページ

もの子どもが健康に育っています。6ヵ月以降の赤ちゃんに必要なのは、母乳育児の続行と、栄養豊富な固形食（液状でない食べ物、いわゆる離乳食）、そして清潔なコップで与えられる安全な水なのです。

「国際規準」は哺乳びんや人工乳首の販売促進活動を禁じています。

5. 保健医療専門家に贈りものをする

このマーケティングの手法は一般人の目にはふれないことが多いため、保健医療専門家のアドバイスが企業の利害によってゆがめられている可能性があることには、一般の人は気づかないかもしれません。また、医療保健専門家は企業から贈りものや経済的支援を受ける慣習に親しんでいるので、当然のことだと思っているかもしれません。しかし、これが専

乳幼児の栄養に関する 世界保健総会決議の主な内容 1984年～2005年

過去25年間、世界保健総会では「国際規準」の明確化と強化をはかりつつ、新たな課題に取り組むために、「国際規準」のほかに11の乳幼児の栄養に関する決議が採択されています。

その主な内容は以下のとおりです。

- ❖ フォローアップミルクは不要である。
 - ❖ 保健医療システムのいかなる部分においても、母乳代用品を企業や行政の補助を得て無料または割引価格で提供してはいけない。
 - ❖ 各国政府は、乳幼児保健にかかわる医療保健専門家に対する経済的援助をはじめとする報奨によって、利益相反が生じないようにしなければならない。
- 【訳注】利益相反とは、この場合、いちばんに優先されるべき母と子の福祉（一次的利益）が、保健医療従事者自身の金銭的報酬など（二次的利益）によって不当な影響を受ける恐れがある状況
- ❖ 各国政府は何ものも影響を受けずに、「国際規準」とその後の決議の監視がおこなわれるようにしなければならない。
 - ❖ 生後6ヵ月は母乳だけで育てるのが適切な期間である。
 - ❖ HIVに関する研究と、乳児の栄養に関する研究はそれぞれ独立しておこなわれるべきである。
 - ❖ 補完食のマーケティングによって、生後6ヵ月間母乳だけで育て、その後も母乳育児を継続するということが損なわれてはならない。
 - ❖ 「乳幼児の栄養に関する世界的な運動戦略」を通じて、「国際規準」への意欲的なかわりを新たにすること。
 - ❖ 乳児用人工粉乳は、雑菌混入のリスクがもともと潜在的にあることについて、製品のラベルで情報提供すること。
 - ❖ 栄養や健康の面での効能の表示を規制すること。

門家としての決断に影響を及ぼすことは、調査によって明らかになっています。

「国際規準」は、贈りものを禁止しています。インドは2003年、保健医療専門家が乳児用食品会社から経済的支援や贈りものを受け取ることを一切禁止する法律を施行しました。

援助をもらって専門家がお墨付きを与えると、結局その専門家は企業に操作されることになる

Derrick Jelliffe 小児科学教授
保健医療専門家と企業の癒着について描写して

知識が不足していたり、保健医療専門家の訓練が不十分だったり、また、女性の権利が軽視されたり無視されたりしていることが、乳児の劣悪な栄養状況を招いています。製品の販売促進活動の有害な影響はこれをさらに悪化させます。企業が販売促進活動に巨額の資金をつぎ込むのはそれに見合う効果が期待できるからです。保健医療専門家が企業の口車にのせられて製品を推薦するたびに、企業の収益は上がります。お母さんが市販の製品を使わなければならないのだと信じ込むたびに、赤ちゃんが病気になるリスクは増します。「国際規準」は、こうした巧みな販売促進活動に歯止めをかけることを目的として作成されています。

母乳で育てられていない子どもを 保護する「国際規準」

すべての子どもは、可能な限り最高水準の健康状態を享受する権利をもっています。人工栄養にはリスクを伴うので製品の選択や授乳の方法に関する決断は、商業的な利害に影響されることなく、科学的かつ公平に下されなければなりません。たとえ、すべてのお母さんが母乳育児支援を受けられる社会となったとしても、一部には、人工栄養がまったく必要なくなるわけではないでしょう。親がいない子、親に養育を拒否された子、母親が重い病気を患っている子もいるからです。例えば、HIVに感染したお母さんが、母乳を与えない決断をする場合があります。きわめてまれではありますが、先天代謝異常のために母乳を飲むことができない赤ちゃんがいます。先天代謝異常で母乳が飲めない場合以外は、母乳銀行に提供され、低温殺菌された母乳を与えるのが理想的ですが、必ずしもそれができるわけではありません。そこで、母乳代用品が必要となるわけです。しかし、流通は慎重に規制し、可能な限り品質を最高の水準に近づけるように規制しなければなりません。現在市場に流通している製品は、潜在的に危険性を持っている可能性があります。現在では、乳児用人工粉乳には、缶が未開封の状態でも、命を脅かす危険のある細菌が入っている恐れがあることが知られています。このために、本来、おそらくは最高の境遇に生まれてきたはずの赤ちゃんが何人も命を落としてきました。アメリカ合衆国では乳児用人工粉乳を新生児病棟で使わないことを推奨しています。

「国際規準」では、製品の品質を管理し、正確な科学的情報と危険性の警告をラベルに載せることによって、人工栄養で育てられている乳児を保護しています。

成功した活動例

ブラジル

・ブラジルは母乳育児推進に積極的に取り組んでいる主要な国の1つです。20世紀初頭、企業が積極的な乳児用食品のマーケティングを始め、哺乳びんで飲ませるように促す圧力をかけ始めました。しかし、80年代には、乳児の栄養不良や死亡率の高さが政府の行動を促すにいたったのです。活動家たちは、母乳育児について政治家を啓発し、道を開きました。大々的なメディアのキャンペーンが展開され、支援システムが作り上げられたのです。母乳育児を推進する人々は初期の段階で、「国際規準」の真の履行なくして、持続的な改善は見込めないということを学びました。当時、ブラジルの法律は有能な起草者によって明確に書かれていましたが、抜け穴があることがわかり、その後さらに改訂されました。現在のところ、法律は遵守されていますが、活動家たちは現状に甘んじるつもりはありません。2004年、業界は法律の弱体化を試みましたが、これを懸念した専門家や活動家がたゆまず正確な情報を提供し続けたおかげで、この法律はブラジルの家庭を引き続き保護し、ブラジルの母乳育児率は今なお上昇し続けています。

インド

・インドでは母乳育児支援団体や消費者団体が、「国際規準」を強力な国内法にする保健医療上の利点について、政治家を説得することに成功しました。また、こうした団体は、監視をすることによって、法律の抜け穴をも暴きました。インドの法律（1993年に施行）はこれらの消費者団体に企業を監視し、法的に異議申し立てをする権限を与えています。これまでも、法的手続きを通じて辛抱強く活動する粘り強さがいくつも実を結んでいます。例えば1990年には、Johnson and Johnson（ジョンソン・エンド・ジョンソン社）は交渉の結果、哺乳びんと人工乳首の宣伝キャンペーンをすぐに中止しました。宣伝活動を切り上げ、市場から撤退したのです。

タンザニア

・タンザニアは、世界最大の乳児用食品企業Nestléと一戦を交え、あまたの裕福な国家ができなかったことを成し遂げました。2005年、タンザニア食品医薬品局は有名な「鳥の巣」がついたNestléの缶入り乳児用人工乳と、「青いクマ」のロゴがついたCerelacというシリアルを輸入を禁止しました。両製品のラベルとも、人工栄養の理想化の禁止に違反しているからです。Nestléはラベルを変更しました。タンザニアは「国際規準」を国内法とし、政治的な意志を持って、乳児栄養に関する決議をマーケティングの圧力から守っているのです。

グルジア

・20世紀末のソビエト連邦の崩壊後、中央・東ヨーロッパ各国は企業の宣伝活動の猛威にさらされました。アルメニアで、Nestléが「ネスレママ、大好き」とプリントされた無料のベビー衣料を産科施設で配布したのがその一例です。グルジアでは、保健省内の全国母乳育児推進調整委員会と非政府組織（NGO）が協働して、「国際規準」を強力な国内法にしました。今では、この両者はすべての省と連携して組織し、履行を確実にしています。NGOは法律が遵守されてい

るかを監視し、違反を評議会に報告する責任を負っています。

ここに紹介した4つの成功例はそれぞれ、まったく異なる国のものですが、多くの場合、課題は共通しています。つまり、保健医療にける国家予算をしばしば上回るマーケティングの予算を持つ企業から、政府に加えられる隠れた圧力です。

継続は力なり

1990年には、「国際規準」を国内法に採用したのはわずか9カ国にとどまっていた。しかし、2006年現在、「国際規準」の条項のすべて、あるいは大部分を国内法に採り入れた国家は70以上にのぼります。乳児用食品国際行動ネットワーク（IBFAN）などのNGOや地域団体は率先して、「国際規準」が履行されているかどうかの監視活動・資料収集・国内の規制を達成する責任者の研修と支援をおこなってきました。

193カ国における「国際規準」の実情（IBFAN作成）

32カ国	法制化されている
44カ国	多くの条項が法制化されている
18カ国	政府の指針または任意規定とされている
25カ国	ほとんどの条項が法制化されていない
21カ国	条項の一部が任意規定や保健医療施設のガイドラインになっている（訳注：日本はここに入る）
22カ国	政府の指針の素案が検討されている
17カ国	研究はされている
9カ国	まったく行動がおこなわれていない
5カ国	まったく情報がない

「国際規準」とHIV・エイズ

母乳を与えることによって、HIVに感染しているお母さんの約5～20パーセントで、赤ちゃんにウイルス感染がおこる可能性があるといわれています。けれども、お母さんが母乳だけで赤ちゃんを育てるほうが、危険は小さいかもしれません。たしかに母乳を一切与えなければ、ウイルス感染のリスクはなくなります。けれども、HIVの感染率が高い地域は、貧困地域であることが多く、貧困の中での人工栄養の方が、HIVに感染するよりもっと危険な賭けとなり得ます。HIVに感染しているお母さんには、どのような方法で赤ちゃんに授乳をするか、情報を与えられたうえで決める権利があります。こうしたお母さんには、精神的な支援と、自分で理解できるような偏っていない情報が必要です。国連のガイドラインにはこう述べられています。

代用品による栄養方法の使用・入手・購入・持続・安全（AFASS）が可能であるなら、母乳を一切与えないことが推奨される。しかし、それが不可能な場合には、生後数ヶ月間は母乳だけで育てることが推奨される

HIVと乳児の栄養に関する国連のガイドラインでは、HIVとエイズが世界的に流行している状況において、「国際規準」が重要であることが強調されています。HIVに感染したお母さんが人工栄養を用いることで、人工栄養が保健医療専門家によってお墨付きを得て、まったくリスクのないものであるかのようなメッセージがその地域に広まる恐れがあります。これは、「波及効果（目的以外にその効果が及ぶこと）」といわれるものです。「国際規準」が完全に履行され、あらゆる販売促進の働きかけが禁じられれば、保健医療専門家をはじめとする人々は、HIVやエイズの状況下において乳児の栄養法を決定するための情報を提供したり、支援しやすくなっ

たりするでしょう。「国際規準」の完全な遵守は「波及効果」防止に役立つのです。

各国首脳や市民社会が中心となって、アフリカの、いいえ、世界中の母と子を、多国籍企業のマーケティング計略から守るべきときが来ている。「国際規準」の施行は、よりよい未来のための崇高な目標なのである

Felicite Tchbindat 栄養問題担当官
ユニセフ タンザニア 2006年

「国際規準」を推進する行動のためのアイデア



自ら学習し、ほかの人にも教える

- 同僚や支持者と、「国際規準」の学習会（コード・トレーニング）の場を設けましょう。乳児用食品国際行動ネットワーク（IBFAN）や国連児童基金（UNICEF）や世界保健機関（WHO）に連絡し、資料や情報やアドバイスを求めましょう。（自国の窓口でも、直接申し込んでもかまいません。連絡先は8ページを参照のこと）
- UNICEFやWHOに申し込んで、無料の基本文書を取り寄せましょう。
- 地元の保健医療施設向けに、「国際規準」を知るための学習会の開催を申し出ましょう。その施設が「赤ちゃんにやさしい病院」の認定を受けたり維持したりすることを目指しているのであれば、「国際規準」を知る必要があります。

監視（モニター）

- モニターの練習をしてみましょう。スーパーやドラッグストアに行ってみましょう。雑誌そのほかの出版物、ウェブサイト、テレビやラジオをチェックしましょう。可能であれば、公立・私立を問わず、地元の保健医療施設を訪ねてみましょう。
- 実態の具体的なデータと「国際規準」違反の実物もしくは写真をつけて、簡単な監視報告書を作成しましょう。どんな場合でも、守秘義務を徹底しましょう。
- 学生に「国際規準」監視やこれに関連するテーマを研究課題にするよう、促しましょう。そして、情報や連絡先を教えることで研究に協力しましょう。

情報発信と広報

- 行政者や消費者団体、人権団体、保健医療専門家、母乳育児支援団体と連携して、国際規準の「監視委員会」を作りましょう（地元での活動の場合もあれば、全国規模に広がることもあるでしょう）。これは、（国によっては存在する）「母乳育児委員会」の実働部隊になるかもしれません。
- よくある「国際規準」違反の例を盛り込んだ、簡単なプレゼンテーションを用意し、こうした違反が、すぐれた意思決定をいかにむしばむかを説明しましょう。
- 地元のメディアに対する、簡単なプレスリリースを用意しましょう。最もわかりやすく説明できる人が、ジャーナリストに対応する窓口となりましょう。
- 地元の映画やビデオの製作者に、問題のあらましを説明して興味を持ってもらい、お母さんやお父さん、保健医療専門家向けに利用できるビデオ・DVD・映画を製作してもらいましょう。学生なら、最低限の制作費ですばらしい意欲作を作り上げてくれるかもしれません。
- コンピューターが使える場合は、「国際規準」の実態を報告する電子メールアドレスのリストを作りましょう。
- 地元の監視状況について、インターネットによるチャットの場を設け、意見を交換し合ひましょう。

思慮深く、献身的な市民の小さなグループに世界を変える力があることを、決して疑ってはならない。
実際のところ、それこそが、世界を変えてきた唯一の存在なのだから。

*Never doubt that a small group of thoughtful, committed citizens can change the world; indeed,
it is the only thing that ever has.*

Margaret Mead 人類学者

「国際規準」を広める

世界保健総会に出席した私たちの代表は、関心を持つ市民の存在が進歩のカギであるということを知っています。「国際規準」をより広く知ってもらうことによって、私たちは人々の健康に大いに貢献することができるのです。

以下のことを心に留めておく必要があります。

- 「国際規準」を広めるのに、対決姿勢をとる必要はありません。企業は意図的に「国際規準」を踏みにじているかもしれませんが、多くの個人はただ単に知らないからそうしているのです。たとえ、「国際規準」に違反しているからといって、こうした人々と敵対しても何にもなりません。必要なのは、非難ではなく、教育なのです。
- 赤ちゃんを死なせたり、お母さんたちを苦しめたりすることを望む人はいません。企業による販売促進がいかにか有害かということを知り、理解すれば、善良な人々は必ず、なんとかその慣行を変えたいと思うはずです。

- 「国際規準」に関する情報を分かち合い、現状の改善に役立てましょう。ほかの人があなたのアイデアを「借用」してくれれば、しめたものです。
- 皆で力を合わせましょう。これは、一人でどうにかなるものではありません。
- いろいろ創意工夫をしてみましょう。あなたのアイデアはきっと、あなたを取り囲む状況にとっては、この上ないものに違いありません。

(訳注) マーケティングとは：

企業がおこなう市場需要の創造・開拓・拡大を目的とした活動のことであり、より具体的には顧客ニーズを充足させるための仕組みづくりと、その仕組みに基づいておこなう市場活動・市場実践をいう

『岩波現代経済学事典』/伊東光晴/2004年9月

母乳育児支援ネットワーク (BSNJapan) 発行資料のごあんない

- 世界母乳育児週間2005年パンフレット日本語版
母乳育児と家庭の食事：健康的で愛情たっぷり



150円 A4判 8ページ

- 世界母乳育児週間 2002 年パンフレット日本語版
母乳育児：お母さんと赤ちゃんの健康のために



150円 A4判 6ページ

- 世界母乳育児週間2004年パンフレット日本語版
生後6ヵ月間は母乳だけでOK!
安全、安心、持続可能なゴールドスタンダード



150円 A4判 8ページ

- 世界母乳育児週間2000年パンフレット日本語版
母乳育児：それはあなたの権利です



150円 A4判 6ページ

- 世界母乳育児週間2003年パンフレット日本語版
「グローバル化」時代の母乳育児：平和と公正のために



150円 A4判 6ページ

- 入門WHOコード マンガでわかる国際規準



400円 A5判 12ページ

母乳代用品の販売流通に関する国際規準の内容・目的をマンガで分かりやすく、具体的に解説しています。

資料一部の場合は、送料+梱包料で100円です。

各資料1部ずつの場合では、送料+梱包料200円になります。重さによって変わります。

総額1万円以上のお申し込みについては、日本国内の送料が無料になります。

情報源

1. International Code and subsequent related resolutions (「国際規準」およびその後の関連決議) :
www.unicef.org/nutrition; www.who.int/nutrition; For quick access:
www.ibfan.org/site2005/Pages/article.php?art_id=52&iui
2. WHO/UNICEF 「乳幼児の栄養に関する世界的な運動戦略」 2002年
(2004年翻訳・発行 日本ラクテーション・コンサルタント協会
http://.jalc-net.jp/)
3. The Lancet, Child Survival series, incl. "How many deaths
can we prevent this year?" Jones G et al and the Bellagio
Child Survival Group. Lancet 2003; 362:65-71; and: "WHO
estimates of the causes of death in children" Bryce J et al
and the WHO Child Health Epidemiology Reference Group.
Lancet 2005; 365: 1147-52.
4. Violations of the the International Code of Marketing of Breastmilk
Substitutes, Taylor A.: BMJ, 11 April 1998:316:1117-1122.
5. Breaking the Rules, Stretching the Rules 2004; IBFAN-ICDC
Penang.
6. State of the Code by Country 2006 and State of the Code by
Company 2004; IBFAN-ICDC Penang 2004.
7. Breastfeeding and the use of human milk, American
Academy of Pediatrics. Pediatrics 2005; 115: 496-506.
(「母乳と母乳育児に関する方針宣言」2006年 JALC ウェブサイトに
翻訳文掲載 http://jalc-net.jp/)
8. Legal loophole allows 'banned' advertising, UNICEF UK,
19 September 2005
http://www.unicef.org.uk/press/news_detail.asp?news_id=527
9. Articles about conflict of interest: (利益相反についての論説)
- Dana J and Loewenstein G. A social science perspective on
gifts to physicians from industry. JAMA 2003; 290: 252-255.
- Brennan TA et al. Health industry practices that create conflicts
of interest. JAMA 2006, 295:429-433.
- www.nofreelunch.org
10. Political will and the promotion of breastfeeding, Palmer G and
Costello A. Ind J Ped. 2003; 40:701-3
11. FAO/WHO Expert Meeting on Enterobacter sakazakii and
Salmonella in Powdered Infant Formula, May 2005
12. WHO, UNICEF, UNFPA, UNAIDS, HIV and infant feeding:
Guidelines for decision-makers, 2003. WHO, UNICEF, UNFPA,
UNAIDS, World Bank, UNHCR, WFP, FAO, IAEA, HIV and infant
feeding: Framework for priority action. Geneva, 2003.
13. Look What They're Doing! Marketing Trends: an IBFAN summary
by theme, IBFAN-ICDC 2001, five pamphlets.
14. Standard IBFAN Monitoring (SIM) manual and forms. How to
monitor compliance with the International Code, IBFAN-ICDC
2004.
15. Complying with the Code? How the Code applies to manufacturers
and distributors of infant foods. IBFAN 1998.
16. The Code Handbook, 2nd edition. A Guide to Implementing the
International Code of Marketing of Breastmilk Substitutes, IBFAN-
ICDC, 2005 (295 pages).
17. The Code in Cartoons, IBFAN-ICDC, Penang, May 2006.
(2002年度版翻訳「マンガでわかる国際規準」 翻訳・発行
母乳育児支援ネットワーク)

WABAはいかなる形でも、母乳代用品、関連する器具や補完食を生産する企業からの資金援助はお断りしています。WABAは世界母乳週間の参加者全員が、この倫理上の立場に従い、これに敬意を払ってくださるようお願いしています。

日本国内の連絡先

母乳育児支援ネットワーク

Breastfeeding Support Network of JAPAN
(BSNJJapan)

http://www.bonyuikuji.net/ FAX : 03-5814-1306

このパンフレットは、WABA (世界母乳育児行動連盟) が毎年8月の世界母乳育児週間に合わせて発行するパンフレットの、日本語翻訳版です。母乳育児支援ネットワークがWABAの許可を得て翻訳しました。

母乳育児支援ネットワークは、WABAの活動を日本で紹介するとともに、日本での母乳育児を支援する活動をおこなうことを目的として2000年に設立された非営利団体です。WABAの支援団体として登録されており、母乳育児支援に関心のある方の参加と協力をお待ちしております。

入会希望の方は、次の事項を払込用紙の通信欄にご記入のうえ、年会費(3000円)をご送金ください。お名前・ご住所・電話番号・FAX番号・E-mailアドレス・所属や母乳育児とのかかわり等。

会員には、

- 入会時に刊行物を進呈します。
- 毎年のパンフレット日本語訳を送付します。
- 資料購入の際の割引制度があります。
- 会員向けメーリングリストに登録できます。

振込先：郵便振替口座 00110-2-611471

加入者名 母乳育児支援ネットワーク

【翻訳】 円谷公美恵

多田香苗 (IBCLC)

瀬尾智子 (IBCLC)

高橋万由美

本郷寛子 (IBCLC)

【校正】 山崎陽美

【印刷レイアウト】 小竹広子

【サイト・レイアウト】 池田まこ

ACKNOWLEDGEMENTS

Written by : Gabrielle Palmer

Many thanks to reviewers: Annelies Allain, James Achanyi-Fontem, David Clark, Louise James, Kuldip Khanna, Luann Martin, Rebecca Magalhães, Pamela Morrison, Patti Rundall, Marta Trejos, Kim Winnard, Yeong Joo Kean and Julianna Lim Abdullah.

Visuals: Courtesy of IBFAN-ICDC.

Production: Julianna Lim Abdullah, Annelies Allain and Adrian Cheah.

For more information on Code documentation, training and monitoring, contact: International Code Documentation Centre (ICDC)

c/o IBFAN Penang, P.O. Box 19, 10700 Penang, Malaysia

このプロジェクトはオランダ外務省(DGIS)の資金提供を受けています。



世界母乳育児行動連盟(WABA)は、母乳育児を保護・推進・支援する個人と組織の世界的なネットワークです。WABAの活動は、「イノチェンティ宣言」、「すばらしい未来を作り出すための10のリンク(連結)」、「乳幼児の栄養に関する世界的な運動戦略」に基づいています。中心となる仲間は、乳児用食品国際行動ネットワーク(IBFAN)、ラ・レーチュ・リーグ・インターナショナル(LLLI)、国際ラクテーション・コンサルタント協会(ILCA)、Wellstart Internationalウエル・スタート・インターナショナル、母乳育児医学アカデミー(ABM)、LINKAGES(アメリカの国際開発局の乳幼児栄養改善に関するプロジェクト)です。WABAは、ユニセフ(国連児童基金)の諮問資格を有し、また国連経済社会理事会(ECOSOC)の特殊協議資格を持つNGOです。

2006年8月初版発行/2007年6月第2版 定価150円